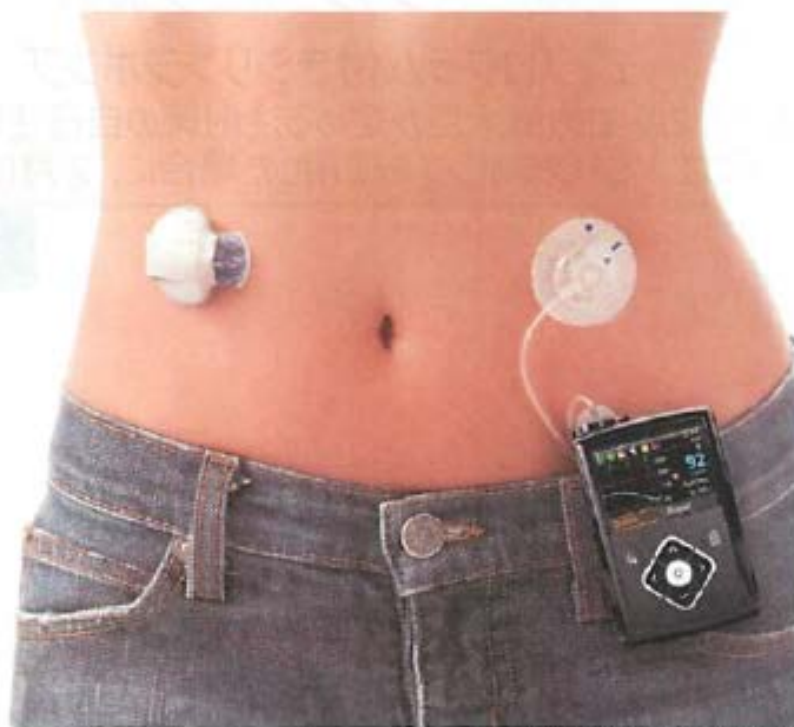


ミニメド 620Gインスリンポンプ



- ✓ 日本語
- ✓ 直観的で患者さんが使いやすいナビゲーションメニュー
- ✓ 基礎レート、ボース最小注入単位が0.025単位
- ✓ カラー画面
- ✓ 防水性アップ（水深1.8m、30分まで潜水可能）
- ✓ 利き手に関係なく、使いやすい縦型デザイン
- ✓ パーソナルCGMとの通信が可能

製品装着イメージ ① ②



CSII療法に関わる診療報酬



C101 在宅自己注射指導管理料

1 複雑な場合 1,230点

C152 間歇注入シリンジポンプ加算

1 プログラム付きシリンジポンプ 2,500点

注 別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている入院中の患者以外の患者に対して、間歇注入シリンジポンプを使用した場合に、**2月に2回に限り**第1款の所定点数に加算する。

平成26年4月に変更

SAP療法に関わる診療報酬



C101 在宅自己注射指導管理料

1 複雑な場合

1,230点

CSIIと同様

C152-2 持続血糖測定器加算

a.CGMセンサ

1 2個以下の場合

1,320点

2 4個以下の場合

2,640点

3 5個以上の場合

3,300点

b.SAP機器

3,230点



注1 別に厚生労働大臣が定める**施設基準**に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている入院中の患者以外の患者に対して、持続血糖測定器を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

2 当該患者に対して、**プログラム付きシリンジポンプ**又は**プログラム付きシリンジポンプ**以外のシリンジポンプを用いて、トランスミッターを使用した場合は、第1款の所定点数に**3,230点**を加算する。

施設基準および適応患者

～施設基準～

プロフェッショナルCGMと同一

第16の6 持続血糖測定器加算

1 持続血糖測定器加算に関する施設基準

- (1) 糖尿病の治療に関し、専門の知識及び少なくとも5年以上の経験を有する常勤の医師が2名以上配置されていること。
- (2) 持続皮下インスリン注入療法を行っている保険医療機関であること。

～適応患者～

入院中の患者以外の患者であって次に掲げるものに対して、持続的に測定した血糖値に基づく指導を行うために持続血糖測定器を使用した場合に算定する。

ア 血糖コントロールが不安定な 1型糖尿病患者であって、持続皮下インスリン注入療法を行っている者

イ 低血糖発作を繰り返す等重篤な有害事象がおきている血糖コントロールが不安定な 2型糖尿病患者であって、医師の指示に従い血糖コントロールを行う意志のある、持続皮下インスリン注入療法を行っている者

ポンプ患者が SAPに移行した場合（センサ個数別）



毎月	3,730点/月 44,760点/年	5,780点/月 69,360点/年	7,100点/月 85,200点/年	7,760点/月 93,120点/年
負担	11,190円/月	負担 17,340円/月	負担 21,300円/月	負担 23,280円/月
負担	134,280円/年	負担 208,080円/年	負担 255,600円/年	負担 279,630円/年

2月に1度	6,230点/2月 37,380点/年	約0.6~0.8万円/月 約7.4万~9.6万円/年	約1~1.2万円/月 約12.1万~14.3万円/年	約1.2~1.4万円/月 約14.5万~17万円/年
負担	18,690円/2月			
負担	112,140円/年			

MiniMed™ 620G